

令和6年度「3R推進」に係るテレビスポット制作等業務委託に係る企画提案競技募集要項

1 目的

10月の3R推進月間に向けて、「プラごみゼロ」をキーワードにプラスチックごみ削減について県民に周知するとともに、食品トレー・ペットボトルの回収に協力すると「九州エコファミリー応援アプリ」(以下「エコふぁみ」)のポイントが貯まるキャンペーンをPRし、県民の3Rに関する理解を深めるため、テレビスポット等を活用した広告を行うもの。

本募集要項では、本業務にかかる委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者(以下「提案競技参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1)委託名 「3R推進」に係るテレビスポット制作等業務委託
- (2)契約期間 契約締結の日から令和6年11月30日(土)まで
- (3)履行場所 大分県全域
- (4)業務の内容 別添仕様書のとおり
- (5)委託金額限度額
4,650千円(消費税及び地方消費税込み)

3 参加資格

企画提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (3)本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (4)過去5年間に今回の委託業務と類似業務の活動実績があること。
- (5)自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 参加申込書及び資格審査書類

(1)参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」(様式1)をE-mailで提出すること。件名は「(参加申込)3R推進広告」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること

(2)参加申込書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和6年7月22日(月)17時まで

イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

(3)その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年7月23日(火)までに「辞退届」(様式2)を提出すること。

5 契約締結までのスケジュール(案)

(1)公告(企画提案募集開始) 令和6年7月12日(金)

(2)参加申込期限 令和6年7月22日(月)

(3)質問受付期限 令和6年7月22日(月)

(4)企画関係書類提出期限 令和6年7月29日(月)

(5)審査結果の通知 令和6年8月7日(木)予定

6 質問の受付及び回答

(1)受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」(様式3)にて行うものとし、質問書は E-mail で提出すること。件名は「(質問)3R推進広告」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

(2)質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和6年7月22日(月)17時まで

イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

(3)回答

質問に対する回答は、令和6年7月23日(火)までに県ホームページにて共有する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書及び資格審査書類の提出

企画提案競技参加者は、次に掲げる書類を作成し、令和6年7月29日(月)17時までに、持参又は郵便で提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1)提出書類

ア 企画提案書(様式4):1部

イ 企画書(任意様式):5部

ウ 企画提案競技参加資格確認申請書及び誓約書(様式5):1部

エ 業務実績書(様式6):1部

オ 会社概要書(パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しでも可):1部

(2)企画提案書作成上の注意

ア A4サイズ・長辺綴じとする。ファイル綴込みは行わず、2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステーブルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載すること。

ウ 企画提案は1事業者につき1案とする。ただし、スケジュール調整を要するタレント等の出演を企画する場合、出演者候補として3案まで可とする。また、提出後の企画提案書の差し替えは受け付けない

(3)提出方法

ア 持参又は郵送で提出することとし、提出期限必着とすること。

イ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

(4)提出先

「13 連絡・問合せ先」

8 審査及び結果通知

(1)審査の方法について

審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査員が審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。

(2)審査委員会における審査は、「9 審査基準」に基づき評価する。

(3)審査結果は、書面及び E-mail により令和6年8月7日(予定)に通知する。

(4)最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(5)提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

(6)提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

9 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

(1) 審査項目

企 画	広報テーマに沿った内容となっているか。広報テーマが正確に伝わる企画となっているか。広報内容が県民に理解されやすいように工夫がこらされているか。
ナレーション	わかりやすい表現になっているか。聞き取りやすい情報量であるか。MCは適任であるか。表現が適切か。
映 像 効 果 音	効果的な映像構成や効果音となっているか。テーマと合致しているか。
枠 取 り 本 数	枠取りは効果的な時間帯になっているか。 ※放送本数をクリアしていない場合は審査対象外とする。
インターネット広告 その他広告	動画広告は仕様書の想定回数を満たすことが見込まれるか。対象者への周知が期待できるか。その他広告の提案があった場合は、効果が期待できるか。

(2) 採点基準

審査項目ごとに5点満点で採点する。ただし、企画及びインターネット広告・その他広告については10点満点で採点する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
- イ 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- オ 選考の公平性を害する行為があったとき
- カ 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき

11 契約手続

(1) 仕様書及び受託者の企画提案書等の記載事項をもとに協議の上、契約を締結する。

(2) 企画提案等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に仕様反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することができる。

また、契約に係る協議の際には、受託者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費(企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費)は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、委託者が定める。

13 連絡・問合せ先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部循環社会戦推進課 資源化推進班

TEL : 097-506-3141

Email : a13410@pref.oita.lg.jp